

○吉備中央町お試し暮らし住宅条例施行規則

平成27年3月31日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉備中央町お試し暮らし住宅条例(平成27年吉備中央町条例第15号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、吉備中央町お試し暮らし住宅(以下「住宅」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び構造等)

第2条 条例第2条に規定する住宅の名称及び構造等は次のとおりとする。

名称	構造	面積
お試し暮らし住宅1号	木造平屋建住宅 3DK	61.28m ²
お試し暮らし住宅2号	木造平屋建住宅 3DK	61.28m ²
お試し暮らし住宅3号	木造平屋建住宅 1LDK	52.30m ²
お試し暮らし住宅4号	木造平屋建住宅 3LDK	87.77m ²

(利用の申請)

第3条 条例第4条の規定により住宅を利用しようとする者は、利用を開始する日の10日前までに吉備中央町お試し暮らし住宅利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、住宅の利用が適当と認めたときは、吉備中央町お試し暮らし住宅利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(契約)

第5条 許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条の規定に基づく契約について吉備中央町お試し暮らし住宅定期建物賃貸借契約書(様式第3号。以下「契約書」という。)により町長と締結し、住宅を利用しなければならない。

(利用期間)

第6条 住宅の利用期間は、条例第6条の規定に基づき、前条に規定する契約書において定めるものとする。

(使用料)

第7条 条例第7条の規定により定められた料金は、住宅使用料とし、光熱水費(電気料金、水道料金、ガス料金)及びし尿収集料、日本放送協会放送受信料、飲食費、寝具、その他日常生活にかかる消耗品並びに住宅に備え付け以外の機器及び備品に要する費用は、利用者の負担とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。又、鍵を紛失したときは、

速やかに町長へその旨を報告すること。

- (2) 住宅、設備、備え付けの備品等を適切に取扱うこと。特に火災防止及び盗難の予防に全力を期すこと。
- (3) 住宅の周辺の除草及び清掃を適宜行い、住宅地を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 利用者は、住宅の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他施設の利用に関し、町長が必要と認めるもの。

(行為の制限)

第9条 住宅及び敷地内において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為
- (3) 開業すること。
- (4) 興行すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (6) 文書、図書、その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
- (8) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- (9) 住宅内外で建物に害する行為
- (10) 住宅内で動物等を飼育すること。
- (11) その他施設の利用にふさわしくない行為

(利用許可の取消)

第10条 町長は、利用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第3条の規定による利用許可を取消することができる。

(住宅の明渡し)

第11条 利用者は、利用期間満了日又は前条の規定に基づき利用許可を取消された場合は、直ちに住宅を明渡ししなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

- 2 利用者は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を事前に町長に報告しなければならない。
- 3 利用者は、第1項後段に規定する原状回復を行うときは、事前にその内容及び方法について、町長と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼及び構造の保全並びにその他住宅の管理上特に必要があると認めるときは、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、住宅内に立入ることができるものとする。

- 2 利用者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(設備又は備品の搬入)

第13条 利用者が住宅の利用に当たり、設備又は備品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅での事故及び滞在期間中に住宅外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月15日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年9月26日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月24日規則第12号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

吉備中央町お試し暮らし住宅利用申請書

年 月 日

吉備中央町長 様

申請者 住 所
氏 名

吉備中央町お試し暮らし住宅を利用したいので、吉備中央町お試し暮らし住宅規則第2条の規定により、次のとおり申請いたします。

住 宅	お試し暮らし住宅(☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号)				
区 分	☐ 新規 ・ ☐ 延長		自動車の有無	☐ 有 ・ ☐ 無	
利用期間	年 月 日から		年 月 日まで(日間)		
利用者	氏 名	年齢	性別	職業	申請者との続柄
			男・女		本人
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
連 絡 先	(自宅) (携帯) (メールアドレス)				
吉備中央町での移住体験を希望した理由を簡略にご記入ください。					

※現住所の住民票謄本を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

吉備中央町お試し暮らし住宅利用許可書

年 月 日

様

吉備中央町長



年 月 日付けで申請のあった吉備中央町お試し暮らし住宅の利用について、次のとおり許可します。

1. 利用者	代表者 氏 名 住 所
2. 利用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
3. 利用住宅	吉備中央町お試し暮らし住宅()号
4. 使用料	円
5. 遵守事項	吉備中央町お試し暮らし住宅条例及び施行規則、吉備中央町お試し暮らし住宅定期建物賃貸借契約書の事項を遵守すること。

様式第3号(第5条関係)

吉備中央町お試し暮らし住宅定期建物賃貸借契約書

貸主 吉備中央町(以下「貸主」という。)及び借主 (以下「借主」という。)は、第1条に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「契約」という。)を締結する。

(契約の物件)

第1条 貸主はその所有する次の建物を借主に賃貸し、借主はこれを賃借することとする。

- (1) 名 称 吉備中央町お試し暮らし住宅(号)
- (2) 住 所 岡山県加賀郡吉備中央町(番地)
- (3) 構 造 木造平屋建住宅

(賃貸借期間)

- 第2条 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新しない。ただし、貸主及び借主は、協議の上、合意に達した場合、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
- 3 前項の再契約は、借主が本物件において居住を開始した最初の賃貸借契約から継続して1回までとし、通算した賃貸借期間は最長12箇月以内を限度とする。

(利用目的)

第3条 借主は、本物件を「専用住宅」として利用し、目的外には利用しないものとする。

(住宅使用料)

- 第4条 本物件の使用料(以下「住宅使用料」という。)は、1箇月 円とし、借主は、第2条に定める賃貸借期間に応じて住宅使用料を前納しなければならない。
- 2 利用開始日及び利用期間満了日の属する月が1箇月に満たないときは、その月の住宅使用料は、日割計算による。ただし、その額に端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 本物件の利用に際し、光熱水費(電気料金、水道料金、ガス料金)及びし尿収集料、日本放送協会放送受信料、飲食費、寝具、その他日常生活にかかる消耗品並びに本物件に備え付け以外の機器及び備品に要する費用は、借主の負担とする。
- 4 第1項の規定により前納した住宅使用料を還付する場合は、借主の責めに帰することができない理由により借用できなくなったときとする。還付金は、既に納付した住宅使用料から利用済期間分の住宅使用料を差し引いた額とする。

(利用者の遵守事項)

第 5 条 借主は、本物件を利用するに当たり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど本物件を善良に管理すること。又、鍵を紛失したときは、速やかに貸主にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに設備、備え付けの備品等を適切に取扱うこと。
- (3) 本物件周りの除草及び清掃を適宜行い、本物件を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 本物件の賃借期間が満了したときは、直ちに本物件の鍵を貸主に返却すること。
- (6) その他、本物件の借用に関し貸主が必要と認める事項。

(禁止又は制限される行為)

第 6 条 借主は、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うこと。
 - (2) 同居人に新たな同居人を追加(出生を除く。)すること。
 - (3) 2 週間以上継続して本物件を留守にすること。
- 3 借主は、本物件を利用するに当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 物品の販売、寄付の要請又はその他これに類する行為を行うこと。
 - (2) 開業すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
 - (5) 文書、図書及びその他印刷物を貼付又は配布すること。
 - (6) 宗教の普及、勧誘、儀式又はその他これに類する行為をすること。
 - (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (8) 本物件内外で建物に害する行為をすること。
 - (9) 本物件内で動物等を飼育すること。
 - (10) その他本物件の利用にふさわしくない行為をすること。

(損害賠償)

第 7 条 借主は、故意又は過失により本物件及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、貸主が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による本物件若しくは設備又は備品等を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに貸主に報告しなければならない。

(修繕)

- 第8条 貸主は、費用が軽微な修繕を除き、借主が本物件を利用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は借主が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめその旨を借主に通知しなければならない。この場合において、借主は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

(事故免責)

- 第9条 本物件が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、本物件内又は本物件周辺で発生した事故に対して、貸主はその責任を負わないものとする。

(契約の解除)

- 第10条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- (1) 第4条第1項に規定する住宅使用料支払義務
- (2) 第8条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1) 第5条に規定する本物件の利用目的遵守義務
- (2) 第6条各項に規定する義務
- (3) その他本契約書に規定する借主の義務

(明渡し)

- 第11条 借主は、本契約が終了する日及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合、本物件を明渡ししなければならない。この場合において、借主は、通常の利用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 借主は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を事前に貸主に報告しなければならない。
- 3 貸主及び借主は、第1項後段の規定に基づき借主が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

- 第12条 貸主は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、貸主は借主の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を通知しなければならない。
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒否す

ることはできない。

- 3 本契約終了後において、本物件を賃貸借しようとする者が下見をするときは、貸主及び下見をする者は、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(再契約による明渡し)

第 13 条 借主は、再契約が終了する日及び第 10 条の規定に基づき本契約が解除された場合、本物件の明渡しは、第 11 条の規定に準じて行うものとする。

(協議)

第 14 条 貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の各項の解釈について疑義が生じた場合は、民法(明治 29 年法律第 89 号)その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について定期建物賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書 2 通を作成し、記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

貸 主 住 所
氏 名

国

借 主 住 所
氏 名

印

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)